

「特定技能」「特定活動」の対象拡大、「育成就労」創設へ

外国人の就労拡大に向けた在留資格の拡充が加速しています。今年に入って政府は、「特定技能」の対象に自動車運送業や鉄道など4分野を新たに追加するほか、国境を越えて移動しながらIT関連の仕事をする「デジタルノマド」と呼ばれる人材に「特定活動」を与える方針を固めました。3月中に閣議決定して早急に運用につなげたい考えです。また、注目度の高い「技能実習」に代わる「育成就労」創設については、技能実習適正化法と出入国管理・難民認定法の改正案を一括上程し、今国会での成立を目指します。外国人就労を巡る一連の流れとポイントをお伝えします。

中 長期的な外国人の受け入れを目的とする「特定技能」は、2019年4月の創設から5年が経過。現在、農業や漁業、外食業、介護、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（2022年統合）など計12分野で運用していますが、今回新たに自動車運送、鉄道、林業、木材産業の4分野を追加します。

「特定技能」には、相当程度の知識・経験を要する最長5年滞在の「1号」と、熟練した技能を持ち永住も可能な「2号」があり、今回の「1号」拡大は制度創設以来初めてです。追加される自動車運送は、バスやタクシー、トラックの運転手などを想定。4月から運送業などの時間外労働の上限規制に対する猶予が切れ、人手不足や輸送能力の低下が懸念される「2024年問題」を迎えることから、政府は分野拡大に踏み切りました。鉄道については、車両製造や運転士、駅員などの業務を加えたいとの要望が業界から挙がっています。

<<「デジタルノマド」に「特定活動」>>

「特定活動」は、既存の在留資格のいずれにも分類できない活動に従事する外国人に与えられる在留資格です。コロナ禍の緊急対応で弾力的に運用されることもありますが、本来は優秀な外国人材による新たなビジネス創出などが期待されています。今回、政府は「デジタルノマド」と称される人材を対象に「特定活動」を与えます。一定の条件を満たせば6カ月の滞在と就労を認め、優秀な外国人材を呼び込んで、国内の消費拡大にもつなげたい考えです。

ITを活用して世界を渡り歩きながら働く「デジタルノマド」は、リモートで場所を問わず働ける点が特徴。フリーランスや海外企業に籍を置く人が多く、今回の拡充で海外企業から報酬を得るエンジニアらが日本で活動する場合などをイメージしています。取得要件は（1）ビザ免除の対象で、日本と租税条約を締結する国・地域の国籍を有する（2）日本滞在期間を含めて年収1000万円以上（3）民間医療保険に加入——など。配偶者や子どもの帯同も認める見通しです。

<<育成就労：「転籍（転職）」は激変緩和措置>>

技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を兼ねた「育成就労」を新たに創設——。昨年11月に取りまとめられた政府の有識者会議の報告書を踏まえて、法務省を中心に法整

備の準備が急ピッチで進んでいます。国際社会から人道的批判もあった「技能実習」に代わる外国人受け入れの新制度となります。「育成就労」は3年間の在留が基本。熟練していない外国人労働者を確保して、即戦力の人材と位置付けている「特定技能1号」の水準まで「育成」して“つなげる”ことを目的とします。その後、より高レベルの熟練技能が求められる「特定技能2号」の試験に合格すれば、家族帯同の無期限就労が可能で、一連のステップを通じて「永住の道」が開かれることになります。

政府案骨子

	技能実習制度	新制度（育成就労）
目的	人材育成と国際貢献	人材育成と人材確保
職種	88職種161作業	「特定技能」に統一
転職（転籍）	原則不可	原則1年。産業分野によって1～2年
監理団体	不十分な団体が存在	要件を厳格化
日本語能力	教育水準の定めなし	能力向上策を規定

技術移転を名目とした「技能実習」では、同一職場で計画的に技能を学ぶとの考えに基づき、職場を変える「転籍（転職）」が原則3年間にわたって認められていませんでした。「育成就労」で新たに認める本人意向の「転籍」の制限期間は、「原則1年」としますが、激変緩和の観点から産業分野によって当面「1～2年」の範囲内を認める方針です。また、一定以上の就労期間に加え、技能・日本語能力の試験合格や転籍先の受け入れ企業の適切性などを転籍要件とし、転籍可能な範囲は「同一の業務区分内」に限定します。

一方、転籍前の受け入れ企業が支出した初期費用などについて、正当な補償を受けられるようにするための仕組みも導入します。転籍要件の緩和によって働き手に魅力ある環境を創り出し、外国人材に選ばれる国になることが新制度創設の大きな狙いのひとつです。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第2010001(05)号
2022年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度



優良派遣事業者

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川6階

